

米の需給状況の現状等について

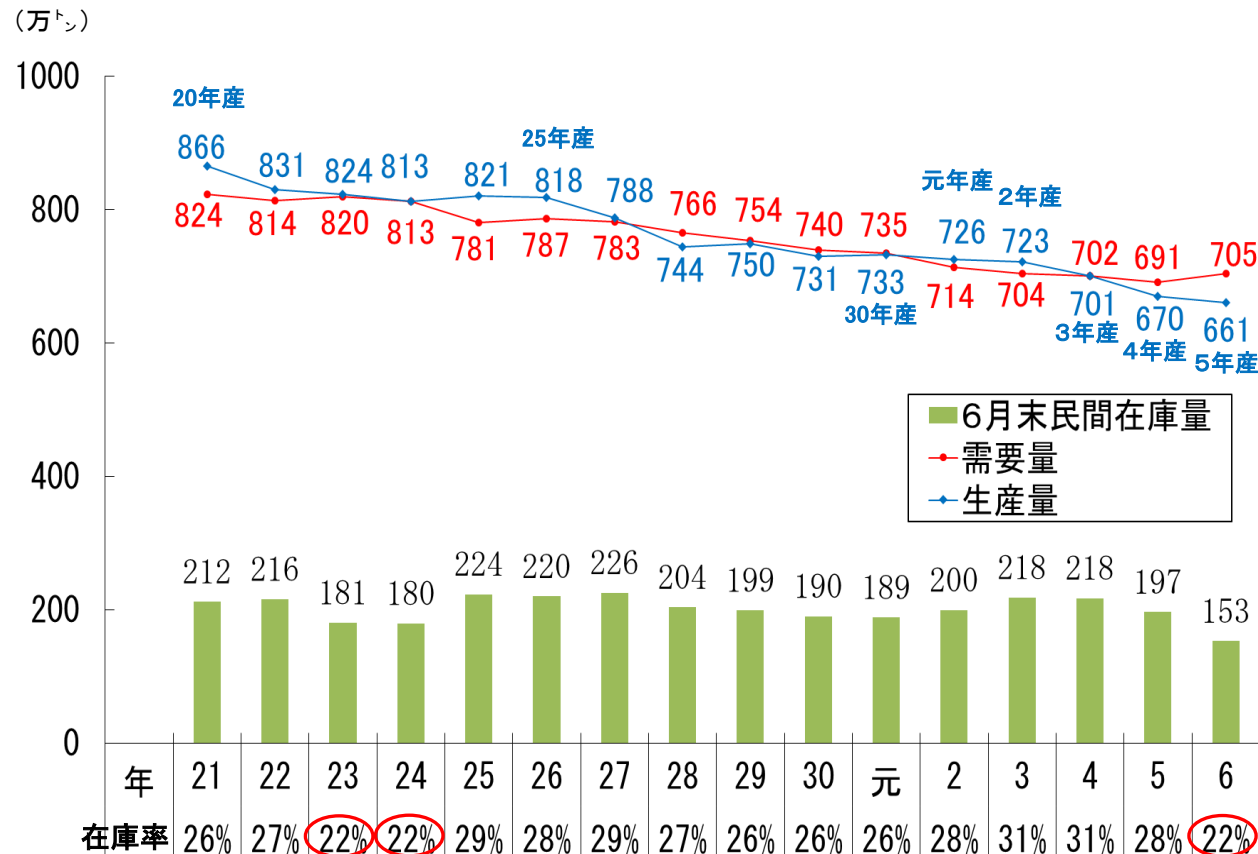
令和 7年 1月10日

農林水産省九州農政局鹿児島県拠点

米の需給状況の現状について

(1) 最近の米の需給動向(需要量、生産量、民間在庫)

- 最近の米の需給は、令和5年産米の需要が堅調に推移したこと、令和6年6月末の在庫量は近年では低い水準となっている。
- 一方で、在庫率(在庫量／需要量)でみれば平成23年、24年と同水準であり、全体需給としてはひっ迫している状況にはなく、十分な在庫量が確保されている。既に新米の出回りも始まっているが、引き続き、出荷、在庫等の状況を把握。



(参考)

需要が堅調であること(昨年より14万トンの需要増)の要因は以下のとおり。

- ①食料品全体の価格の上昇が続く中、米の価格が相対的に上昇が緩やか
- ②インバウンド等の人流の増加
- ③高温・渇水の影響により、精米歩留まりが低下

(※上記の需要量・生産量は玄米ベース。精米歩留まりの低下は玄米需要量の増加につながる。)

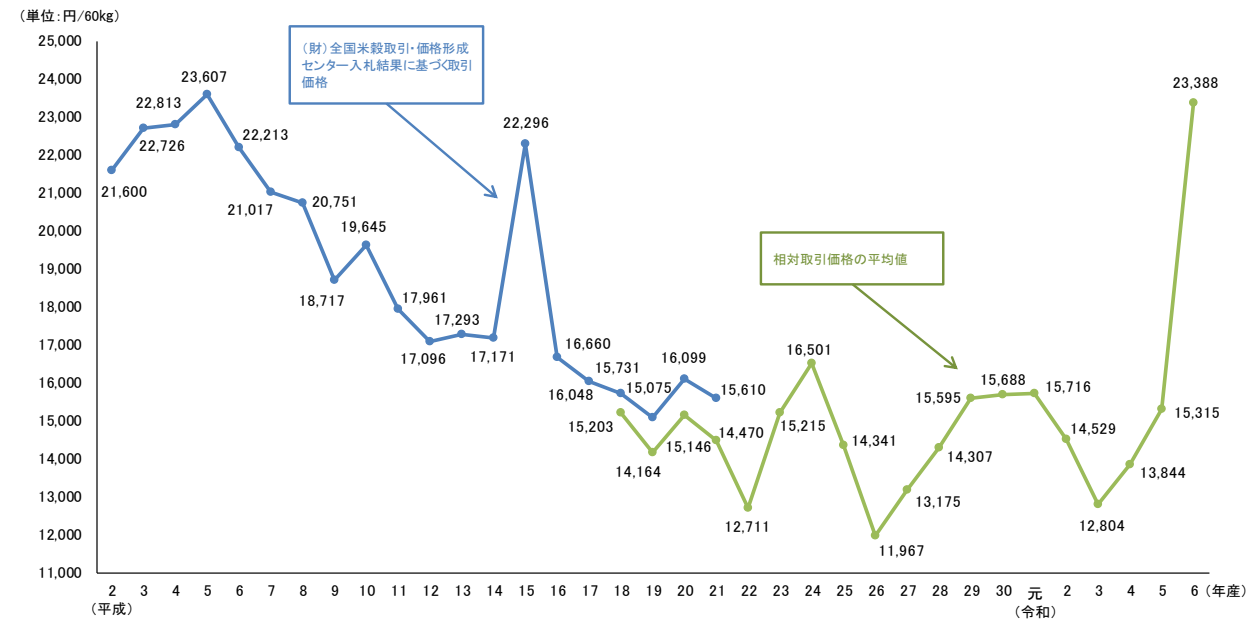
<消費者物価指数の推移>

(令和2年=100、指数)

	R2年	3年	4年	5年	6年 (1~7月)
食料	100.0	100.0	104.5	112.9	116.1
米類	100.0	96.8	92.6	96.1	103.9
パン	100.0	99.5	109.6	118.4	121.2
麺類	100.0	99.7	107.1	118.9	121.8

(2) 米の価格の推移

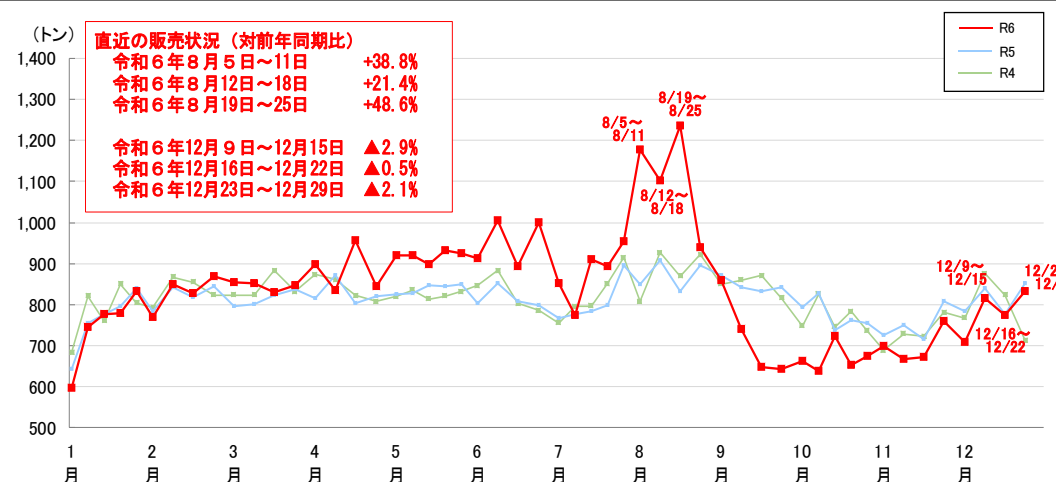
- 令和6年産米の令和6年11月までの年産平均価格23,388円/60kgは、出荷業者と卸売業者等の間の取引価格としては、平成5年産の23,607円/60kgに次ぐ価格。



注: 年産別平均価格(令和6年産は、出回りから令和6年11月までの速報値)。

(3) スーパーでの販売数量の推移(POSデータ)

- 令和6年4月以降の販売量は、令和4年及び5年と比較して堅調に推移。
- 令和6年8月は南海トラフ地震臨時情報(8月8日発表)、その後の地震、台風等による買い込み需要が発生したこと等により、8月5日以降伸びが著しい週が3週継続。
- 9月2日以降の週は前年を下回る水準で推移し、12月23日の週は対前年同期▲2%。



資料:(株)KSP-SPが提供するPOSデータ(全国約1,000店舗のスーパー、生協等)に基づいて農林水産省が作成。

注: 週次データを月ベースに当てはめているため、実際の月とは異なる場合がある。

(参 考)

6 / 7 年及び 7 / 8 年の主食用米等の需給見通し（10月公表）

（単位：万 t）

令和 6 / 7 年	令和 6 年 6 月末民間在庫量	A	153		12/10公表の令和 6 年産米の作況 （平年並み（101）） 679万t 予想収穫量 679.2万t （125.9万ha×540kg） 832万t 158万t
	令和 6 年産主食用米等生産量	B	683	→	
	令和 6 / 7 年主食用米等供給量計	$C = A + B$	836	→	
	令和 6 / 7 年主食用米等需要量	D	674		
	令和 7 年 6 月末民間在庫量	$E = C - D$	162	→	

（単位：万 t）

令和 7 / 8 年	令和 7 年 6 月末民間在庫量	E	162	→	158万t
	令和 7 年産主食用米等生産量	F	683		
	令和 7 / 8 年主食用米等供給量計	$G = E + F$	846	→	841万t
	令和 7 / 8 年主食用米等需要量	H	663		
	令和 8 年 6 月末民間在庫量	$I = G - H$	182	→	178万t

注 1：上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、S B S 方式による輸入米は含まれない。

注 2：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

主食用米の「生産の目安」に対する実績の推移

	令和3年産	令和4年産	令和5年産	令和6年産
生産の 目安 ①	100,420 t (20,750ha)	99,830 t (20,580ha)	98,940 t (20,400ha)	90,000 t (18,600ha)
実績 (見込) ②	81,900 t (17,100ha)	79,300 t (16,600ha)	76,600 t (15,800ha)	73,300 t (15,600ha)
②－①	△ 18,520 t	△ 20,530 t	△ 22,340 t	△ 16,700 t

資料：鹿児島県提供「生産の目安」を基に作成

(参考) 鹿児島県における水稻の生産状況

【 令和3年産 ~ 令和5年産 】

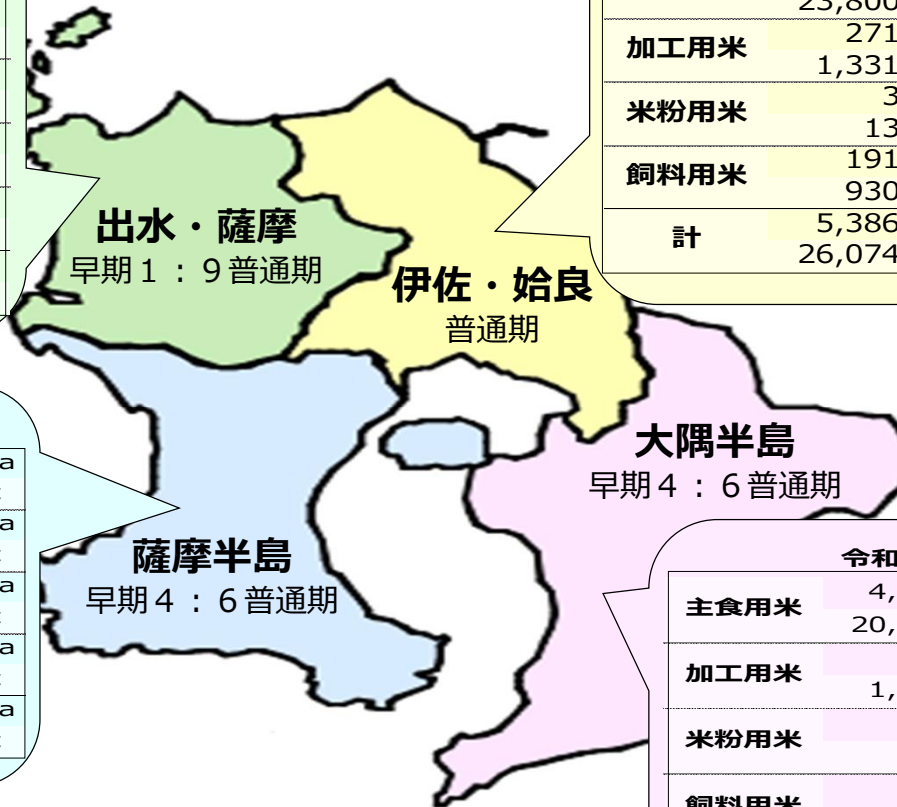
	令和3年産	令和4年産	令和5年産
主食用米	17,100 ha 	16,600 ha 	15,800 ha
	81,900 t	79,300 t	76,600 t
加工用米	1,451 ha 	1,432 ha 	1,389 ha
	7,033 t	6,953 t	6,750 t
米粉用米	11 ha 	14 ha 	12 ha
	53 t	71 t	60 t
飼料用米	728 ha 	835 ha 	880 ha
	3,449 t	3,985 t	4,188 t
総 計	19,234 ha 	18,762 ha 	18,074 ha
	92,515 t	90,179 t	87,678 t

資料：農林水産省九州農政局「作柄概況」及び「加工用米等認定データ」を基に作成

(参考) 作柄表示地帯別の水稻の生産状況

【令和3年度～令和5年度】

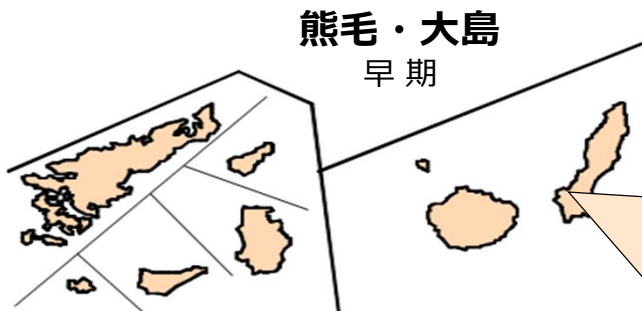
	令和3年産	令和4年産	令和5年産
主食用米	4,191 ha ▼ 20,900 t	4,068 ha ▼ 20,000 t	4,005 ha ▼ 20,100 t
加工用米	620 ha ▼ 3,079 t	606 ha ▼ 3,008 t	575 ha ▼ 2,863 t
米粉用米	6 ha ▼ 29 t	8 ha ▼ 41 t	2 ha ▼ 11 t
飼料用米	173 ha ▼ 849 t	195 ha ▼ 958 t	177 ha ▼ 877 t
計	4,989 ha ▼ 24,857 t	4,877 ha ▼ 24,007 t	4,759 ha ▼ 23,851 t



	令和3年産	令和4年産	令和5年産
主食用米	4,921 ha ▼ 23,800 t	4,762 ha ▼ 23,200 t	4,624 ha ▼ 23,700 t
加工用米	271 ha ▼ 1,331 t	272 ha ▼ 1,336 t	281 ha ▼ 1,366 t
米粉用米	3 ha ▼ 13 t	3 ha ▼ 13 t	3 ha ▼ 16 t
飼料用米	191 ha ▼ 930 t	236 ha ▼ 1,166 t	230 ha ▼ 1,144 t
計	5,386 ha ▼ 26,074 t	5,273 ha ▼ 25,715 t	5,137 ha ▼ 26,226 t

	令和3年産	令和4年産	令和5年産
主食用米	3,087 ha ▼ 13,900 t	2,994 ha ▼ 13,700 t	2,847 ha ▼ 12,900 t
加工用米	278 ha ▼ 1,294 t	259 ha ▼ 1,205 t	224 ha ▼ 1,035 t
米粉用米	0 ha ▼ 0 t	1 ha ▼ 6 t	5 ha ▼ 23 t
飼料用米	192 ha ▼ 876 t	210 ha ▼ 957 t	270 ha ▼ 1,227 t
計	3,557 ha ▼ 16,070 t	3,464 ha ▼ 15,868 t	3,347 ha ▼ 15,185 t

	令和3年産	令和4年産	令和5年産
主食用米	4,123 ha ▼ 20,400 t	3,965 ha ▼ 19,500 t	3,642 ha ▼ 17,100 t
加工用米	266 ha ▼ 1,259 t	279 ha ▼ 1,335 t	310 ha ▼ 1,486 t
米粉用米	2 ha ▼ 11 t	2 ha ▼ 11 t	2 ha ▼ 10 t
飼料用米	123 ha ▼ 584 t	138 ha ▼ 660 t	141 ha ▼ 676 t
計	4,514 ha ▼ 22,254 t	4,385 ha ▼ 21,506 t	4,094 ha ▼ 19,272 t



	令和3年産	令和4年産	令和5年産
主食用米	723 ha ▼ 2,980 t	692 ha ▼ 2,770 t	674 ha ▼ 2,880 t
加工用米	16 ha ▼ 70 t	16 ha ▼ 69 t	0 ha ▼ 0 t
米粉用米	0 ha ▼ 0 t	0 ha ▼ 0 t	0 ha ▼ 0 t
飼料用米	49 ha ▼ 210 t	57 ha ▼ 244 t	62 ha ▼ 264 t
計	788 ha ▼ 3,260 t	765 ha ▼ 3,083 t	736 ha ▼ 3,144 t

注：上記に試験研究機関等のデータは含まれておりません。

- ・ 令和7年産からは、プロダクトアウトではなく、**マーケットイン**の考え方で、

農業者・農業者団体を主体とした、
主食用米、加工用米、米粉用米、飼料用米、WCS、麦、大豆などの
需要に応じた生産を推進。

(例えば、鹿児島県民が食べる米や、県内の加工用需要者の原料は
鹿児島県内で生産など)

- ・ 行政、農業再生協議会は、**需要に関する情報、加工用需要者等のニーズの情報**があれば、それを**農業者・農業者団体に提供**するなど、需要に応じた生産を支援。
- ・ **安定した生産体制の構築**。(例えば、集落営農も)
- ・ ヒノヒカリに替わる**高温に強く、品質も良い「あきの舞」**の普及。

(参考) 加工用米、麦などの需要に応じた生産の取組事例

【加工用米】（JAあいら）

- ・ 「鹿児島県天然つぼづくり米酢協議会」とJAあいら及び経済連との連携により、JAあいら管内（始良市、霧島市、湧水町）の加工用米を供給。
- ・ 協議会では、鹿児島壺造り黒酢が地理的表示GI保護制度に登録され、GI登録による規定の関係で県産米のみを使用。
- ・ 現在、黒酢づくりに適した品種「たからまさり」の作付について県が実証試験中。



霧島市福山町の壺畑

【はだか麦】（始良市）

- ・ 米収穫後の田を有効利用するため、裏作としての栽培を平成21年にスタート。
- ・ 平成27年に「あい裸麦生産組合」を設立し、地元の加工事業者等と提携。
- ・ はだか麦を使用した加工品（味噌、焼酎、お菓子等）の商品化を展開し、始良市の蒲生物産館や同市内Aコープ等で販売。



商品化された味噌と焼酎

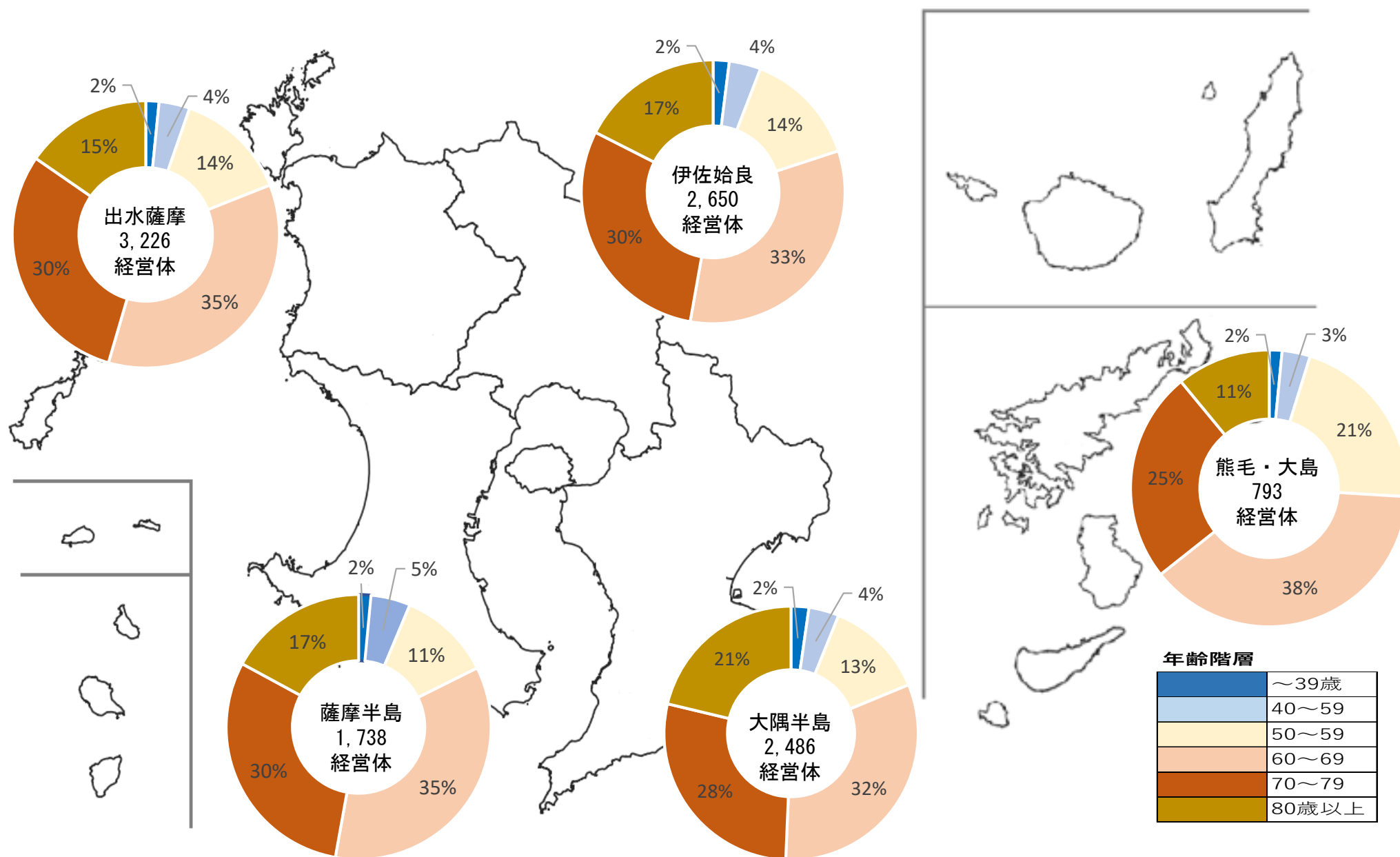
【小麦】（始良市）

- ・ 梅雨前に刈取りができ、病気にも強い「せときらら」という品種を導入したことにより、安定した生産でパン工業協同組合と提携。
- ・ パン組合は、組合員に小麦粉を提供し、県産小麦使用パンとして県内のパン屋さんで製造販売。
- ・ パン組合は、県内で栽培された小麦の全量買上を実施するとともに、販路開拓にも取り組む。
(本年1月、学校給食にも提供)

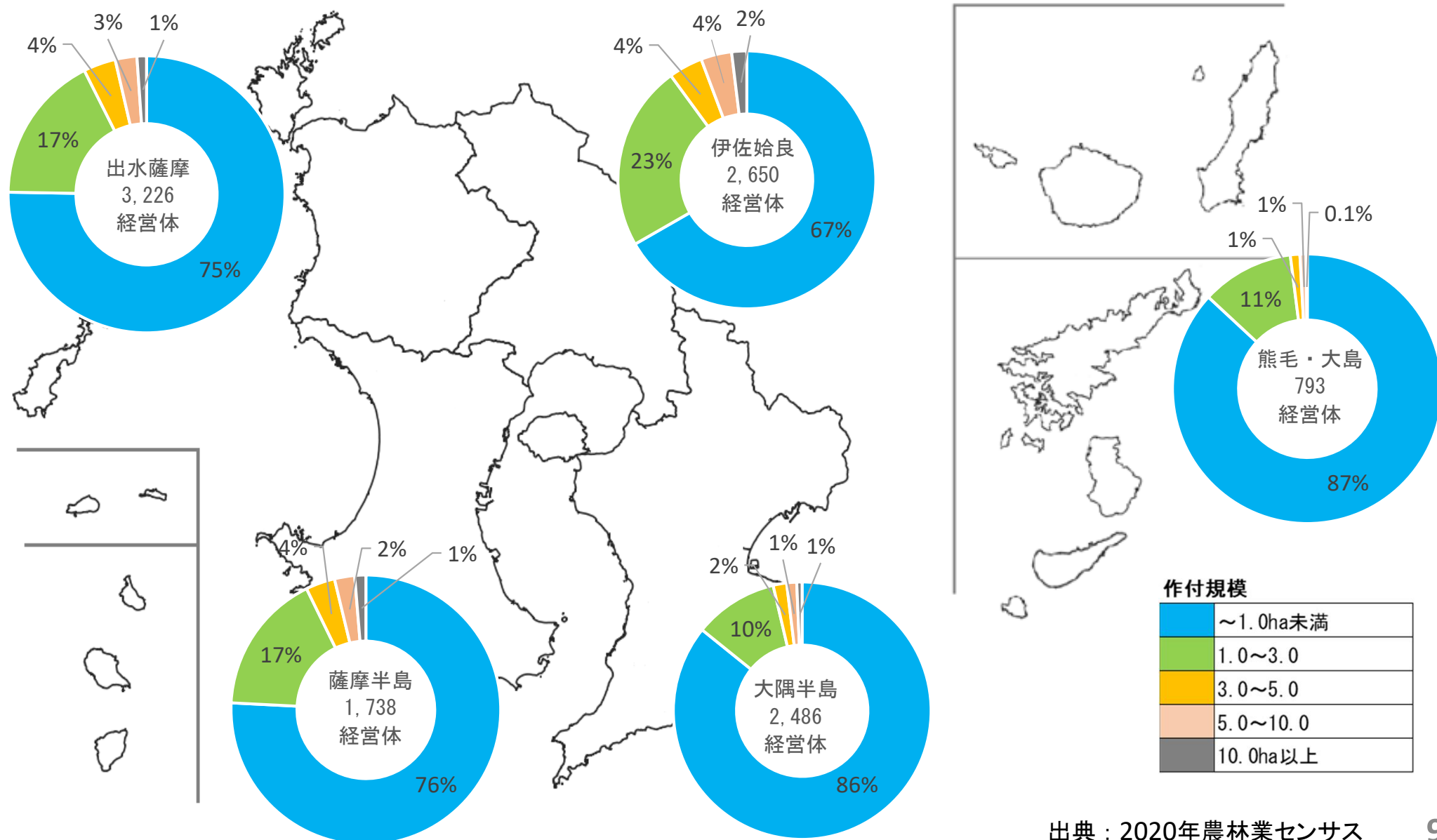


県産小麦使用のパン

(参考) 鹿児島県の水稲作経営体数(作柄表示地帯別・年齢構成別)



(参考)鹿児島県の水稲作経営体数(作柄表示地帯別・作付規模別)



加工用米について

加工用米について

- ・ 加工用米は、**主食用米では対応し難い低価格帯需要の加工用途向けに供給**することを目的に、
「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づき、
農業者と加工用米需要者等との契約の下、
農業者が生産し、加工用米需要者に供給されるもの。
- ・ 加工用米の需要に応じた生産を推進する観点から、
「**水田活用の直接支払交付金**」において、
加工用米は戦略作物として位置付けられ、
加工用米を生産する農業者に対し、令和6年産では
20,000円／10a + 産地交付金（県加算金23,000円／10a、地域農業再生協議会ごとに単価を設定した加算金）**の支援**を行っている。

(参考) 加工用米・新規需要米の取組計画等の取扱いについて

- ・ 令和7年産以降、各産地が**水稻の全国の作付動向等を踏まえ**、柔軟な対応が行えるよう加工用米・新規需要米の**取組計画等の変更が8月20日まで受け付けられる**ようになります。

なお、**取組計画等の変更**に当たっては、加工用米等を生産する農業者サイドの一方的な変更が行われることがないようにするため、加工用米等の**契約の相手方の了承を得たもの（変更の届け出に需要者の同意に係る記入欄を設ける予定）**に限って変更を受付けることとする考えです。

(参考) 加工用米の基準単収の設定

(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領 別添 1)

1. 市町村又は地域農業再生協議会別の単収

県協議会の長は、各市町村又は地域協議会別の客観的な水稻作付面積等を用いて、大臣官房統計部が公表する前年産の都道府県又は地帯別平年収量に整合した市町村又は地域協議会別の単収を設定し、原則として地域協議会の長に通知。

2. 農業者別の単収

地域協議会の長は、地域協議会が把握した地域又は農業者別の客観的な水稻作付面積等を用いて、必要に応じて 1 で通知された単収に整合した農業者別の単収を設定し、農業者に通知。

〔 地方農政局等への協議 〕

県協議会及び地域協議会の長は、1 及び 2 の単収を設定又は変更する場合は、その算定方法及び算定に用いる客観的な面積について、地方農政局等と個別に協議。

(参考) 加工用米の契約数量の変更

(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領 別紙1第7の2(1))

認定方針作成者、農業者等は、当年産の作柄等の影響により加工用米生産数量が変動した場合には、当該生産量の変動に応じて加工用米生産農業者ごとの出荷及び販売契約数量を変更。

1. 区分管理方式

当該圃場からの全収穫量を変更後の加工用米出荷及び販売契約数量とする。

2. 一括管理方式

次のいずれかの方法により出荷必要数量を算出し、これを変更後の数量とすることができる。

① 作柄変動が生じた場合の変更

変更時点の当該地域の農林水産統計の作柄表示地帯の単収を用いて算出した数量と当初契約数量との間の任意の数量

② 農業者の全収穫量が把握できた場合の変更

出荷契約数量×当該農業者の実単収／当該農業者の当初の単収

③ 自然災害等により減収した場合の変更

減収量は農作物共済等の損害高等により客観的に減収量が確認された数量

(ただし、②と③の変更については、あらかじめ地方農政局長等と協議)

全国の加工用米の生産の状況

単位：トン
(ha)

	令和元年産	令和2年産	令和3年産	令和4年産	令和5年産
うるち米	206,393 (37,778)	198,382 (36,369)	195,281 (35,687)	204,104 (37,079)	197,293 (35,881)
もち米	50,146 (8,959)	49,471 (8,839)	67,119 (11,956)	71,551 (12,707)	72,855 (12,916)
計	256,540 (46,737)	247,853 (45,208)	262,400 (47,641)	275,654 (49,786)	270,148 (48,797)

注：ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

資料：農林水産省「加工用米の取組計画認定状況」を基に作成

鹿児島県における加工用米の生産の状況

単位：トン
(ha)

	令和元年産	令和２年産	令和３年産	令和４年産	令和５年産
うるち米	5,725 (1,186)	7,050 (1,466)	6,866 (1,417)	6,730 (1,387)	6,641 (1,368)
もち米	68 (14)	72 (14)	167 (34)	223 (45)	109 (22)
計	5,792 (1,200)	7,123 (1,480)	7,033 (1,451)	6,953 (1,432)	6,750 (1,389)
うち県内向け	2,542	2,556	2,107	1,942	2,304
	43.9%	35.9%	30.2%	28.6%	34.4%

注：ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

資料：農林水産省九州農政局「加工用米取組計画認定データ」を基に作成

鹿児島県における用途別の加工用米の生産の状況

単位：玄米トン

	令和元年産	令和2年産	令和3年産	令和4年産	令和5年産
加工米飯	1,775	2,626	2,584	2,762	2,854
焼 酎	1,941	2,646	2,315	2,198	2,034
清 酒	313	266	411	502	367
米 粉	221	360	244	180	358
酢	285	265	321	249	194
米 菓	243	56	211	282	165
味 噌 等	102	176	137	126	132
包装もち	68	64	159	188	105
そ の 他	843	664	652	466	541
計	5,792	7,123	7,033	6,953	6,750

資料：農林水産省九州農政局「加工用米取組計画認定データ」を基に作成

鹿児島県の地域別・用途別の加工用米の生産状況（令和5年産）

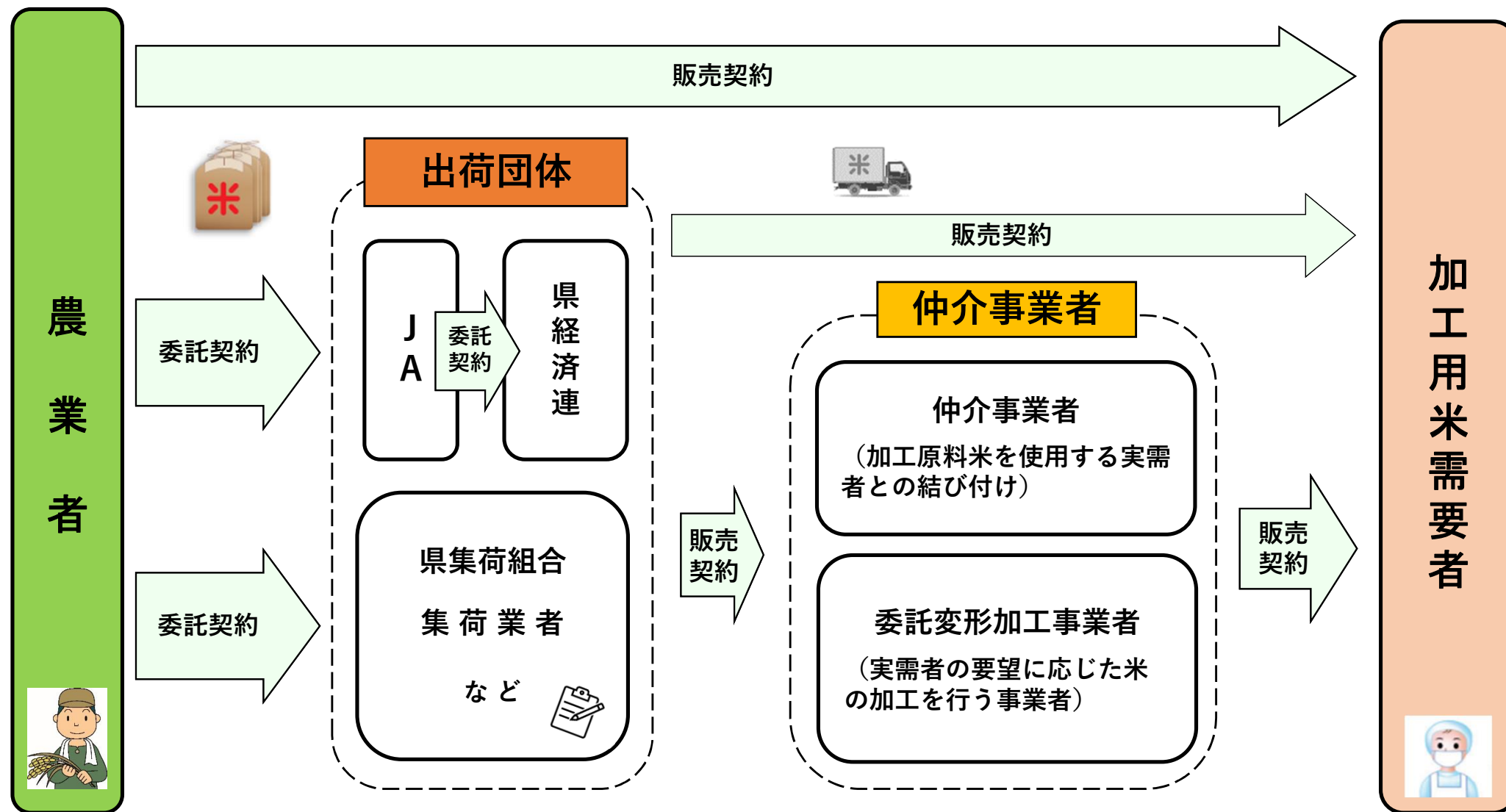
単位：玄米トン

	薩摩半島	出水・薩摩	伊佐・姶良	大隅半島	熊毛・大島	計
加工米飯	172	1,472	568	642	-	2,854
焼 酎	856	498	314	366	-	2,034
清 酒	3	163	15	186	-	367
米 粉		271	60	27	-	358
酢	4		190		-	194
米 菓			15	150	-	165
味 噌 等			78	55	-	132
包装もち		60	45		-	105
そ の 他		400	81	60	-	541
計	1,035	2,863	1,366	1,486	0	6,750

資料：農林水産省九州農政局「加工用米取組計画認定データ」を基に作成

(参考)

加工用米の生産・流通の主な流れ



《注》上記以外に、中間流通事業者、とう精業者など多くの関係業者がかかわる場合もあり、すべての流通経路を図示しているものではありません。

加工用米を調達するための手続の流れ

(JA・集荷業者を通じた取引、令和7年産を想定)

手続き時期	農 業 者	出 荷 団 体	仲 介 事 業 者 委託変形加工事業者	加工用米需要者
令和 7 年	水田活用の直接支払交付金に係る営農計画書の提出 (→ 農林水産省)			
	加工用米取組計画認定申請書の提出 (→ 農林水産省)			
	委託契約(→ 出荷団体)	委託契約 (→ 農業者)		
		販売契約 (→ 仲介事業者)	販売契約 (→ 出荷団体、需要者)	販売契約 (→ 出荷団体、仲介事業者)
～ 6月末			加工用米適正流通に関する誓約書 (→ 農林水産省)	加工用米適正流通に関する誓約書 (→ 農林水産省)
7 月	} 加工用米出荷	} 加工用米検査、 集荷及び販売	} 荷受・運送・保管 及び販売	} 購入
8 月				
9 月				
10 月				
11 月		加工用米生産出荷数量一覧報告 (→ 再生協・農林水産省)		原料米の仕入状況等施設整備 状況の報告 (→ 農林水産省)
12 月		加工用米検査結果一覧の報告 (→ 再生協・農林水産省)		

※ 数量及び価格は、取引者間同士の協議によって決定。

※ 上記に関わらず、農業者と加工用米需要者の直接取引も可能。

令和 7 年度予算概算決定について

(令和 6 年度補正予算含む)

1 水田活用の直接支払交付金等

【令和7年度予算概算決定額 287,000（301,500）百万円】

<対策のポイント>
食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携**に基づいた**低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着**等を支援します。

<政策目標>
○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha〔令和12年度まで〕）
○ 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t〔令和12年度まで〕）
○ 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成
水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。
2. 産地交付金
「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくりに向けた取組を支援**します。
3. 都道府県連携型助成
都道府県が**転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

<交付対象水田>
・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
・ 5年間で一度も水張り（水稻作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
・ 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
※2：飼料用米の一般品種について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a（5.5～8.5万円/10a）、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする

4. 畑地化促進助成
水田を畑地化し、**高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援**します。
5. コメ新市場開拓等促進事業 11,000（11,000）百万円
産地と実需者との連携の下、**新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援**します。※7
※7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

産地交付金

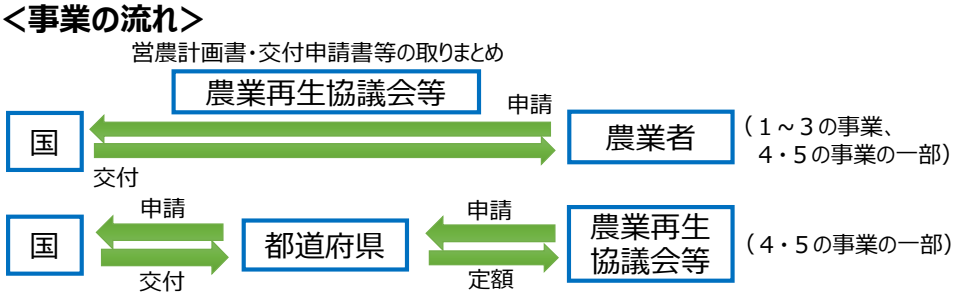
国
↓ 資金枠を配分※3
都道府県
↓ 資金枠を配分
地域協議会
（地域協議会ごとの助成内容の設定も可能）

資金枠の範囲内で都道府県が助成内容を設定

○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※4（3年以上の新規契約を対象に令和7年度に配分）	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分
※4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象



- 畑地化促進助成（令和6年度補正予算と併せて実施）
- ① 畑地化支援※5：10.5万円/10a
② 定着促進支援※5（①とセット）：2万円（3万円※6）/10a×5年間
または10万円（15万円※6）/10a（一括）
③ 産地づくり体制構築等支援
④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）
- ※5：対象作物は、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）及び高収益作物（野菜、果樹、花き等）
※6：加工・業務用野菜等の場合
- 1
- 【お問い合わせ先】農産局企画課（03-3597-0191）

2 コメ新市場開拓等促進事業

【令和7年度予算概算決定額 11,000（11,000）百万円】

<対策のポイント>

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産等に取り組む生産者を支援**します。

<事業目標>

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米粉用米の生産を拡大（米粉用米13万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

11,000（11,000）百万円

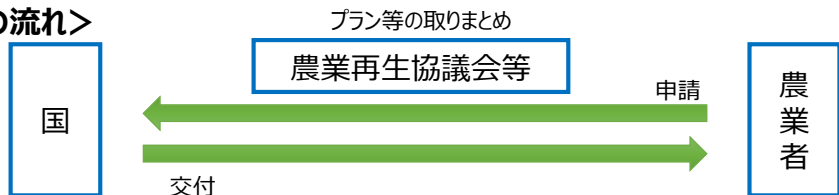
産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援**します。

- ① **対象作物**：令和7年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ② **交付単価**：新市場開拓用米 4万円/10a
加工用米 3万円/10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種） 9万円/10a
- ③ **採択基準**：取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、地域協議会単位で、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和7年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有している必要があります。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和7年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。
- ※4 予算額のうち、30百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



直播栽培



土壌診断に基づく施肥

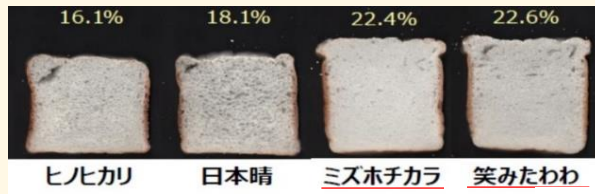
米粉用米（パン・めん用の専用品種）の例

（パン用の専用品種）

- ・ミズホチカラ
- ・笑みたわわ 等

（めん用の専用品種）

- ・亜細亜（あじあ）のかおり
- ・ふくこのこ 等



【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0111）

3 水田農業の高収益化の推進＜一部公共＞

＜対策のポイント＞

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の汎用化・畑地化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

＜政策目標＞

水田における高収益作物の産地の創設（500産地〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 技術・機械等の導入支援

「推進計画」に位置付けられた産地における**以下の取組を優先採択で支援**します。

- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入等
- ② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
- ③ 水田への果樹の新植、省力樹形・作業機械の導入や流通事業者等との連携などによる産地構造の転換に向けた実証等

2. 高収益作物の導入・定着支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物による畑地化**（10.5万円/10a）
- ② **高収益作物の導入・定着**（2万円（3万円※）/10a×5年間
又は、10万円（15万円※）/10a（一括））
- ③ **子実用とうもろこしの作付け**（1万円/10a）※ 加工・業務用野菜等の場合

3. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた**汎用化・畑地化等を支援**します。

- ① 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- ② 一定割合以上の高収益作物等の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

【お問い合わせ先】

（1 ①の事業）	畜産局飼料課	（03-3502-5993）
（1 ①②の事業）	農産局園芸作物課	（03-6744-2113）
（1 ②の事業）	経営局経営政策課	（03-6744-2148）
（1 ③の事業）	農産局果樹・茶グループ	（03-3502-5957）
（2 の事業）	農産局企画課※	（03-3597-0191）※プロジェクトの窓口を担当
（3 の事業）	農村振興局設計課	（03-3502-8695）

＜事業イメージ＞

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームを構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク 等

支援後も計画の
実現をフォローアップ

承認
支援

策定
提出

水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

1. 技術・機械等の導入支援

- ①：時代を拓く園芸産地づくり支援（4億円の内数）
国産飼料増産対策事業（18億円の内数）
- ②：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（120億円の内数）、
農地利用効率化等支援交付金（20億円の内数）
- ③：果樹農業生産力増強総合対策（53億円の内数）

2. 高収益作物の導入・定着支援

- ・水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成（2,760億円の内数）

3. 生産基盤の整備

- ・農業農村整備事業（3,331億円の内数）、農地耕作条件改善事業（198億円）、
畑作等促進整備事業（22億円）

<対策のポイント>

農業者の所得確保及び稲作農業の体質強化を図るためには、生産コスト低減意識の醸成を基調としながら米の多収品種の導入やスマート農業技術の導入などにより生産コストを低減しつつ生産力を強化する必要があることから、産地における米の超低コスト生産モデルの確立に向けた取組を支援します。

<事業目標>

- 担い手の米生産コスト（9,600円/60kg）

<事業の内容>

米の輸出拡大等に向けて、農業者や地方自治体、農業団体など地域の関係者が連携して、大幅なコスト低減を目指す産地に対して、**コスト分析やコスト低減に係る取組状況の把握、課題抽出、必要となる技術・多収品種の導入実証、人材育成等の取組を総合的に支援**します。

（補助率：定額（上限1,000万円/コンソーシアム））

- ※ 1 事業実施期間は最長3年間とします。
- ※ 2 1年目及び2年目の年度末に各産地の取組状況や成果について中間評価を行い、翌年度の支援対象産地を決定します。

<事業イメージ>

米の超低コスト生産モデル確立支援



<超低コスト生産に向けた取組>

- 産地や担い手の生産コストの現状把握・分析
- コスト低減に係る取組状況の把握、課題の抽出
- コスト削減に向けた技術・多収品種の実証、人材育成
- 取組成果の検証と改善策の検討

<事業の流れ>



小麦・大豆の国産化の推進

【令和7年度予算概算決定額 35（50）百万円】
（令和6年度補正予算額 5,008百万円）
〔関連事業：共同利用施設の整備支援等 19,952百万円の内数〕
令和6年度補正予算 51,000百万円の内数

<対策のポイント>

産地と実需が連携して行う**麦・大豆の国産化を推進**するため、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による**生産性向上や増産**を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けた**ストックセンターの整備**※や民間主体の**一定期間の保管**、**新たな流通モデルづくり**、更なる利用拡大に向けた**新商品開発**等を支援します。
※関連事業で支援

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加（76万t→108万t）
- 大麦・はだか麦生産量の増加（17万t→23万t）
- 大豆生産量の増加（21万t→34万t）

<事業の内容>

<事業イメージ>

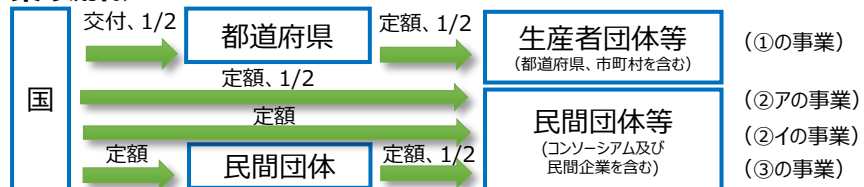
国産小麦・大豆供給力強化総合対策 35（50）百万円
【令和6年度補正予算】5,008百万円

- ① **生産対策（麦・大豆生産技術向上事業）**
麦・大豆の増産を目指す産地に対し、**作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術・農業機械の導入**等を支援します。
- ② **流通対策**
ア **麦・大豆供給円滑化推進事業**
国産麦・大豆を**一定期間保管**することで安定供給体制を図る取組を支援します。
イ **新たな麦流通モデルづくり事業**
麦の流通構造の構築に向けた**新たな流通モデルづくり**を支援します。
- ③ **消費対策（麦・大豆利用拡大事業）**
国産麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、**新商品開発**等を支援します。

（関連事業）
強い農業づくり総合支援交付金 11,952百万円の内数
新基本計画実装・農業構造転換支援事業 8,000百万円の内数

【令和6年度補正予算】40,000百万円の内数
産地生産基盤パワーアップ事業 【令和6年度補正予算】11,000百万円の内数
産地と実需が連携して国産麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、増産に資する**乾燥調製施設の導入**、不作時にも安定供給するための**ストックセンターの整備**、国産麦・大豆の利用拡大に向けた**食品加工施設の整備**や**再編集約・合理化**等を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(①、②ア(大豆)、②イ、③(大豆)の事業) 農産局穀物課 (03-6744-2108)
(②ア(麦)、③(麦)の事業) 貿易業務課 (03-6744-9531)

1. 生産対策



営農技術の導入
(定額)

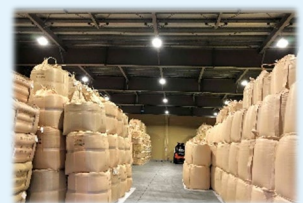


農業機械の導入
(1/2以内)



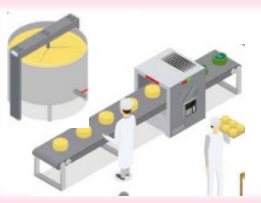
乾燥調製施設の整備※
(1/2以内)

2. 流通対策



- ・ストックセンターの整備※ (1/2以内)
- ・一定期間の保管 (定額、1/2以内)

3. 消費対策



- ・新商品の開発 (定額、1/2以内)
- ・加工設備・施設の導入※ (1/2以内)

※関連事業で支援

麦・大豆の国産化を一層推進

戦略作物生産拡大支援

【令和7年度概算決定額 37（47）百万円】

<対策のポイント>

麦、大豆等の戦略作物の収量・品質・価格の安定化に向けた取組や大豆極多収品種の奨励品種決定調査に対して支援をします。

<事業目標>

- 麦、大豆、飼料用米等の生産の拡大（小麦108万トン、大豆34万トン、飼料用米70万トン〔令和12年度まで〕）
- 需要が伸びている用途（輸出用米、加工用米等）への米の安定供給による経営の安定

<事業の内容>

1. 戦略作物への作付体系転換支援事業

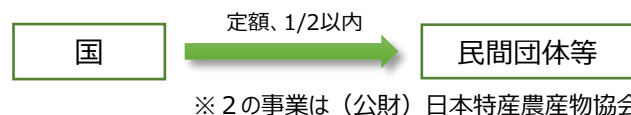
生産者、試験研究機関、行政・普及など地域の関係者が一体となって行う生産性の向上に資する技術等の実証等を支援します。

- ・麦、大豆等における排水対策や雑草防除などの生産技術の導入
- ・生産コストを低減する飼料用米等の多収品種や直播栽培の導入
- ・大豆極多収品種の奨励品種決定調査

2. 国産大豆の適正取引支援事業

国産大豆の需要拡大の基盤として、国産大豆の透明かつ公正な取引価格の形成に向けた全国段階の入札の実施に対し支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

事業実施主体：
都道府県、市町村、試験研究機関、生産者団体、大規模生産法人等で構成する協議会 等



取組成果を踏まえ、低コスト生産技術や輪作体系等を地域全体に普及

土地利用型作物におけるコストの低減、需要に応じた作付拡大、生産性の向上

持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援

【令和7年度予算概算決定額 40（-）百万円】

（関連事業：産地生産基盤パワーアップ事業（土地利用型作物種子枠））

<対策のポイント>

稲、麦類及び大豆の種子生産に当たっては、一般栽培に比べ熟練者の手作業を前提とした労働集約型の作業体系になっていることから、担い手の減少と高齢化の進展により種子生産体制が脆弱化しつつあります。将来にわたる持続的な種子生産や多様なニーズに対応した生産・供給体制を構築するため、新規種子生産者の参入促進や気候変動対応品種・多収品種等の種子生産の取組を支援します。

<事業目標>

- 事業実施の開始年から4年以内に一般栽培に供給

<事業の内容>

1. 新規品種導入に向けた生産・供給体制構築支援

30百万円

気候変動に対応した品種や多収品種等の多様なニーズに対応した稲、麦類及び大豆の新規導入品種への転換に必要な種子生産・供給体制を構築するための取組や必要となる機械の導入を支援します。

2. 種子生産への新規参入の促進支援

10百万円

新たに種子生産に取り組む農業者に対して支援します。

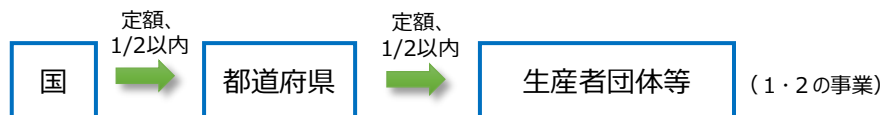
支援内容：2万円/10a 以内（予算の範囲内で配分）

※気候変動に対応した品種や多収品種等の多様なニーズの需要動向に対応した稲、麦類及び大豆品種の生産を行う者に対して優先採択

【関連事業：産地生産基盤パワーアップ事業（土地利用型作物種子枠）】

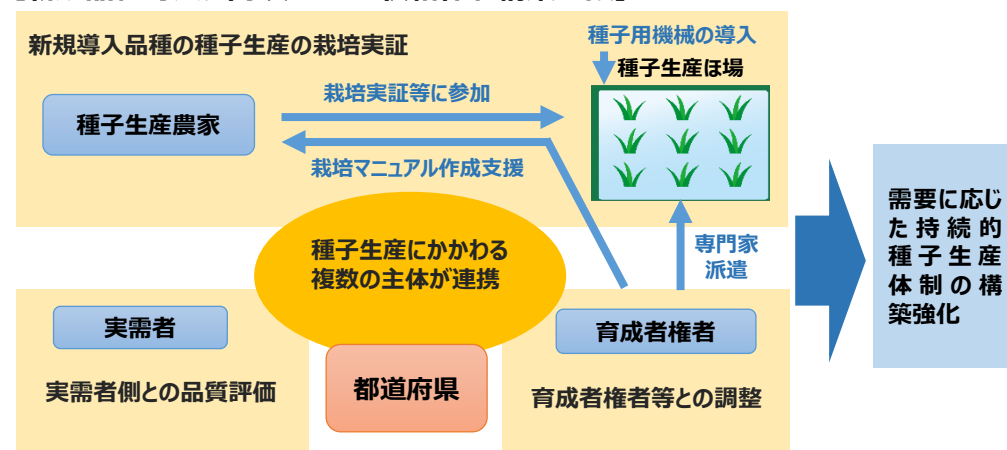
稲、麦類及び豆類の種子について、持続的な種子の生産・供給体制を強化するため、労働負担の軽減が図られる省力機械の導入を支援します。（補助率：1/2）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【新規品種導入に向けた生産・供給体制構築支援】



【関連事業：産地生産基盤パワーアップ事業（土地利用型作物種子枠）】



持続的生産強化対策事業のうち産地緊急支援対策

【令和6年度補正予算額 710百万円】
（令和6年度予備費 200百万円）

<対策のポイント>

令和6年1月の能登半島地震及び令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日からの大雨の影響により作物、農地、農業機械等に被害を受けた産地に対し、産地再生に必要な農業機械のリースや、生産資材導入等に追加的に必要となる経費を支援します。

<事業目標>

被災した農地における営農再開及び集出荷施設の出荷の回復等

<事業の内容>

1. 営農再開に対する支援

被災により、一時的な作物転換や再播種・再定植を余儀なくされた場合に必要となる種苗の共同購入等に要する経費を支援します。
また、作物残さの撤去等の栽培環境整備や、復旧した農地の土づくり、被災を機に作物転換等に取り組む場合に必要となる農業機械等のリース導入等に要する経費を支援します。

2. 集出荷施設等における農作物の集出荷円滑化等に対する支援

被災した集出荷施設等における簡易な補修、他の集出荷施設等への農産物の輸送に要する経費を支援します。

3. 浸水被害に対する水田農業継続に向けた支援

浸水被害を受けた地域において水田農業の継続に向け、土づくりや作業委託等に要する経費を支援します。

4. 震災後の二重被災に対する残さ撤去等の営農環境再整備支援

事業実施主体が定める実施要領等により残さ撤去等の取組に対して支援します。

<事業イメージ>

支援対象		補助率
① 営農再開支援	・早期営農再開及び作物転換・規模拡大に必要な生産資材等の経費 ・作物転換・規模拡大を図る場合に必要となる農業機械のリース導入経費	定額、1/2以内
② 集出荷施設等における農作物の出荷円滑化等支援	・被災した集出荷施設等における簡易修繕に必要な経費 ・他の集出荷施設等への農作物の輸送に必要な経費	定額、1/2以内
③ 浸水被害に対する水田農業継続特別支援	・堆肥・緑肥や土壌改良資材等の追加的な投入に必要な経費	定額、1/2以内
④ 震災後の二重被災に対する残さ撤去等の営農環境再整備支援	・国から配分される予算の範囲内で事業実施主体が設定した農業者が行う営農再開に向けた取組に対して支援	事業実施主体が定める実施要領等に基づいた補助率

<④震災後の二重被災に対する残さ撤去等の営農環境再整備支援>



土砂流入により倒伏し、刈り取りできなかった稲

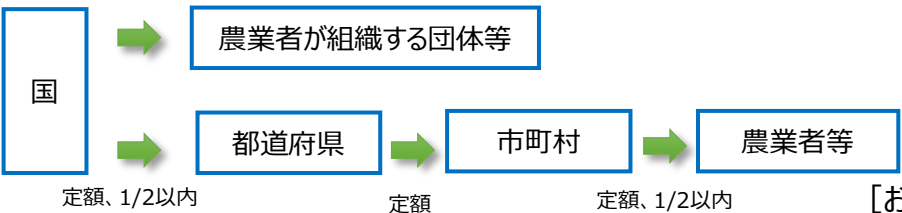
- 農作物残さの撤去に対する支援
- 農作物のすき込みに対する支援 など



○災害復旧事業開始前のほ場での病害虫拡散リスク防止のための除草に対する支援

など

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1、2の事業）農産局総務課生産推進室（03-3502-5945）
（3、4の事業）穀物課（03-6744-2010）

<対策のポイント>

新たな米の需要を創造することにより、食の多様化や簡便化等により年々減少傾向にある米の1人当たり消費量に歯止めをかけ、米の消費を拡大するための取組を支援します。

<事業目標>

米の需要拡大（消費量51kg/年・人〔R12年度〕）

<事業の内容>

我が国の米の消費は、食の多様化等を背景に、1960年頃をピークとして減少傾向にある一方で、我が国の気候風土に適した持続的な食料生産基盤であり多面的機能を有する水田を維持し、これを有効活用していくことが、我が国の食料供給力の強化を図る上で必要であり、米の消費拡大は極めて重要な課題となっています。

このため、米の1人当たり消費量の減少率の大きい、中高年層をターゲットとして、米の機能性など「米と健康」に着目した調査・広報等、新たな米の需要創造につながる取組を支援します。

<事業の流れ>

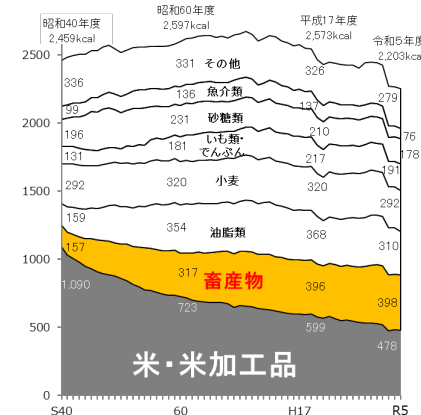


<事業イメージ>

消費量減少の背景

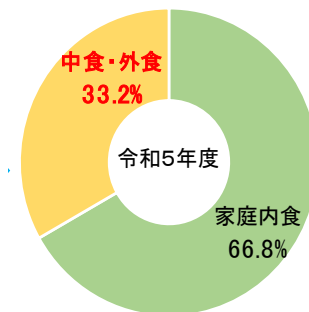
<多様化>

肉料理が増加するなど、食の選択肢が多様化



<簡便化>

家庭内炊飯割合が低下し、中食・外食割合が約3割に増加



米と健康に着目した調査・広報等、新たな米の需要創造につながる取組を支援

<例>

新たな需要創造に寄与

米の機能性や米と健康に着目



米粉需要創出・利用促進対策事業

【令和6年度補正予算額 2,000百万円】

<対策のポイント>

国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした米粉の需要を創出し、着実な利用促進を図るため、米粉商品の開発、利用拡大に向けた情報発信、米粉製品の製造能力強化の取組等を支援します。

<事業目標>

米粉用米生産量の増加（2.8万t→13万t〔平成30年度→令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

国産米粉の特徴をいかした新商品の開発、米・米粉製品の利用拡大に向けた情報発信、需要の拡大に対応するための製造能力強化に向けた取組を支援します。

1. 米粉商品開発等に対する支援

米粉の需要を創出するために必要な国産の米粉や米粉を原材料とする商品開発とその製造・販売に係る取組等を支援します。

- （例）
- 米粉の特徴を活かした新商品の開発
 - 製造等に必要な機械の開発、導入

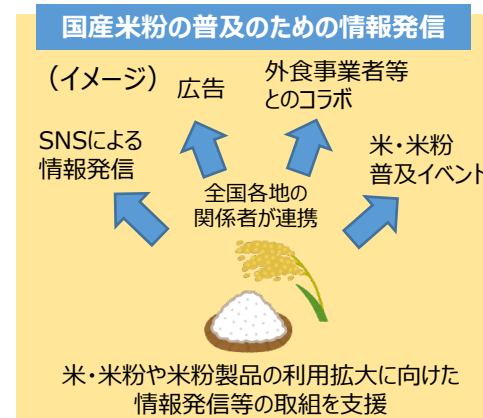
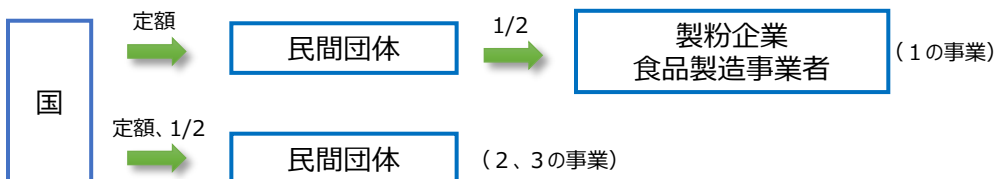
2. 米・米粉消費拡大に向けた支援

国内で自給可能な米・米粉や米粉製品の利用拡大に向けた情報発信や全国各地の関係者が連携した利用促進等の取組を支援します。

3. 米粉製品製造能力強化等に対する支援

製粉企業・食品製造事業者の施設整備、製造ラインの増設等、米粉の需要創出・拡大に必要な取組を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農産局穀物課（03-6744-251/）

経営所得安定対策

【令和7年度予算概算決定額（所要額） 254,092（248,294）百万円】

＜対策のポイント＞

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

＜政策目標＞

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

＜事業の内容＞

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）202,384（199,236）百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額）44,604（41,924）百万円

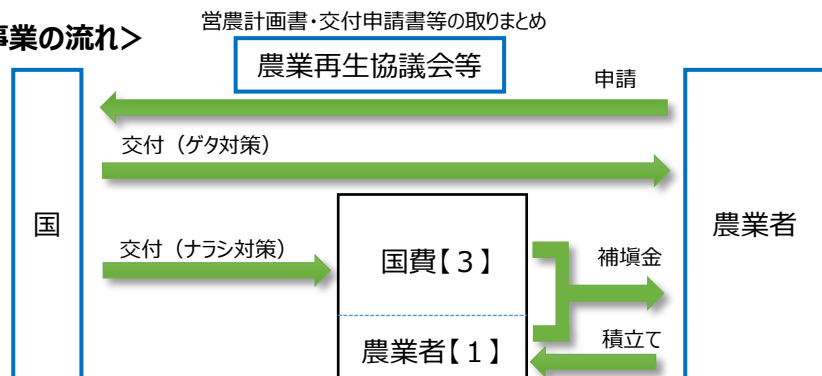
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和6年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

7,104（7,134）百万円

農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

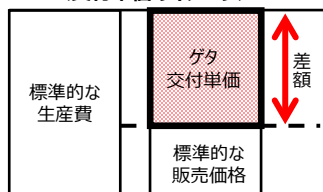
【交付単価】（令和5年産～7年産まで適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価		対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け		課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg	てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg	そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg	なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg			

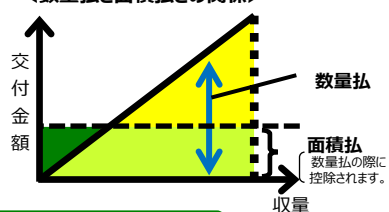
【面積払】 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

＜交付単価のイメージ＞



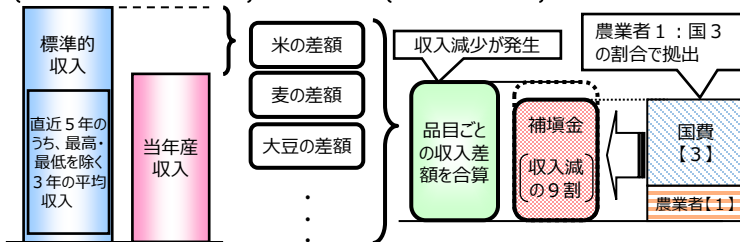
＜数量払と面積払との関係＞



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（都道府県等地域単位で算定）

（農業者ごとに算定）



【お問い合わせ先】 農産局穀物課経営安定対策室（03-3502-5601）

共同利用施設の整備支援

【令和7年度予算概算決定額 19,952 (12,052) 百万円】
【令和6年度補正予算額 40,000百万円】

＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料システムを構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組、産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化に向け、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援します。また、食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定される、新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

＜事業目標＞

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t〔平成29年〕→145万t〔令和12年まで〕）
- 物流の効率化に取り組む地域を拡大（155地域〔2028年度まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕 等

＜事業の内容＞

1. 強い農業づくり総合支援交付金 11,952 (12,052) 百万円

①食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料システムを構築するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援します。

②産地基幹施設等支援タイプ

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。

③卸売市場等支援タイプ

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業 8,000 (-) 百万円

①共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。

②再編集約・合理化のさらなる加速化

①の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援します。

＜事業イメージ＞

1. 強い農業づくり総合支援交付金

食料システムの構築を支援

①食料システム構築支援タイプ（国直接採択・都道府県交付金）

- ・助成対象：整備事業（農業用施設）
ソフト支援（農業用機械、実証等）
- ・補助率：定額、1/2以内
- ・上限額：整備事業 20億円/年
ソフト支援 5,000万円/年

【拠点事業者】
農業法人、食品企業等

【連携者】
農業者、農業団体、輸出事業者等

作成

食料システム構築計画（3年）
新たな食料システムを実践・実装するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。

食料システム構築計画のイメージ

【①生産安定・効率化機能】
ソフト：新技術の栽培実証
ハード：高度環境制御栽培施設等

【②供給調整機能】
ソフト：出荷規格の実証
ハード：集出荷貯蔵施設等

【③実需者ニーズ対応機能】
ソフト：GAPの導入
ハード：農産物処理加工施設等

拠点事業者 + 連携者

「食料システム構築計画」に基づく①～③の機能の具備・強化を支援

産地競争力の強化

②産地基幹施設等支援タイプ（都道府県交付金）

- ・助成対象：農業用の産地基幹施設
- ・補助率：1/2以内等
- ・上限額：20億円等

食品流通の合理化

③卸売市場等支援タイプ（都道府県交付金）

- ・助成対象：卸売市場施設、共同物流拠点施設
- ・補助率：4/10以内等
- ・上限額：20億円

2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

構造転換の実現

・助成対象：老朽化した共同利用施設（既存施設の撤去費用を含む）

・補助率：左記①1/2以内等、左記②1/2以内

・上限額：20億円/年×3年 ※①の国庫補助額の1/10以内

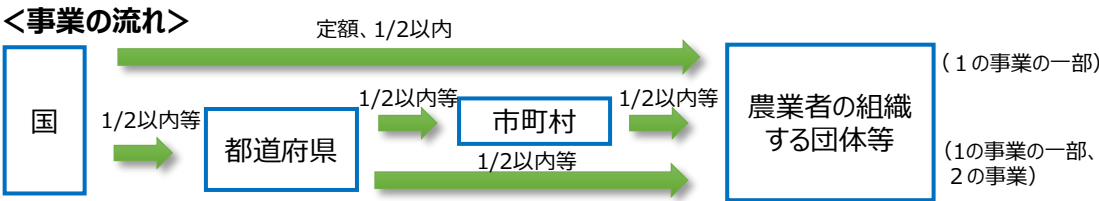
＜再編集約・合理化のイメージ＞

・複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置

・老朽化施設に対し、内部設備の増強による既存施設の合理的活用 等

【お問い合わせ先】

（1の①②、2の事業） 農産局総務課生産推進室 （03-3502-5912）
（1の③の事業） 新事業・食品産業部食品流通課 （03-6744-2059）



（関連事業）産地生産基盤パワーアップ事業

【令和6年度補正予算額 11,000百万円】

＜対策のポイント＞

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等**を支援します。

＜事業目標＞

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

＜事業の内容＞

1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備**、拠点事業者と連携する**産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- ② **園芸作物等の先導的取組支援**
園芸作物等について、**需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。

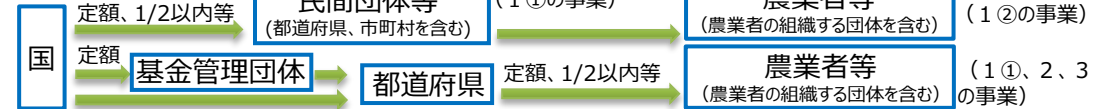
2. 収益性向上対策

- 収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

＜事業の流れ＞



※ 共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

＜事業イメージ＞

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上

新たな生産・供給体制

- 拠点事業者の貯蔵・加工施設
- 供給調整・流通効率化に向けた施設・機械
- 果樹・茶の改植や省力樹形導入

収益力強化への計画的な取組

- 農業機械のリース導入・取得
- ヒートポンプ等のリース導入・取得
- 生産資材の導入
- 特別枠の設定
 - ・スマート農業推進枠
 - ・施設園芸エネルギー転換枠
 - ・持続的畑作確立枠
 - ・土地利用型作物種子枠
- 推進枠の設定
 - ・中山間地域の体制整備

- 継承ハウス、園地の再整備・改修
- 生産基盤の強化**
- 堆肥等を活用した土づくり

- 【お問い合わせ先】
- (1①、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
 - (1②、3①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2111)
 - (1②の事業) 果樹・茶グループ (03-6744-2111)
 - (3②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

<対策のポイント>

国産需要が高まる**麦・大豆等の畑作物の本作化等**に向け、**水田における畑作物の導入・定着に向けた取組**や、**機械・技術の導入**のほか、**水田の畑地化・畑地の高機能化等**に必要となる**基盤整備**、**安定供給に向けた流通対策**、**利用拡大に向けた消費対策等**の**支援**を行います。

<政策目標>

麦・大豆等の生産量を拡大（小麦 108万t、大麦・ばか麦 23万t、大豆 34万t [令和12年度まで]）

<事業の全体像>

水田における畑作物の本作化の促進

- **畑地化促進事業 45,000百万円**
 - ・ 水田の**畑地化**や**畑地化後の畑作物の定着**までの一定期間を支援
 - ・ 畑作物の産地づくりに向けた**関係者間の調整**や、**土地改良区**の**地区除外決済金**等を支援



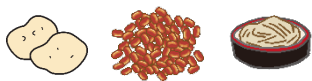
- **畑作物産地形成促進事業 16,000百万円**
 - ・ 実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入**や**畑作物の導入・定着**に向けた**取組**を支援

小麦・大豆の国産化の推進

- **国産小麦・大豆供給力強化総合対策 5,008百万円**
 - ・ 麦・大豆等の国産シェアを拡大するため、水田・畑を問わず、作付けの**団地化**や**営農技術の導入**等を支援するほか、**安定供給に向けた一時保管**や**新たな流通モデルづくり**、**利用拡大に向けた新商品開発**等を総合的に支援
- （関連事業）
- **産地生産基盤パワーアップ事業及び新基本計画実装・農業構造転換支援事業 51,000百万円の内数**
 - ・ 産地と実需が連携して国産麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、**乾燥調製施設**や**ストックセンター**、**食品加工施設の整備**等や**再編集約・合理化**を支援します。

国産需要の高い作物の生産拡大支援

- **畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業**
5,829百万円の内数
 - ・ **ばれいしょ・豆類・そば等の安定生産・供給体制を構築**するため、種いも産地形成や実需と連携した産地モデル育成、新品種導入、湿害対策技術の導入、病害虫まん延防止対策、気候変動対策等の取組を支援



農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策 46,087百万円の内数

- ・ **パイプライン化や排水改良等による水田の畑地化等の基盤整備**を支援
- ・ **畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等の基盤整備**を支援
- ・ 畜産クラスター計画を策定した地域において、**草地の大区画化、排水改良等の基盤整備**を推進



畑地化促進事業

【令和6年度補正予算額 45,000百万円】

＜対策のポイント＞

水田を畑地化して畑作物の本作化等に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

＜事業目標＞

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 畑地化支援

水田を畑地化※して、ア. 高収益作物 及び イ. 畑作物（高収益作物以外）の本作化に取り組む農業者を支援します。
（※ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。）

2. 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）

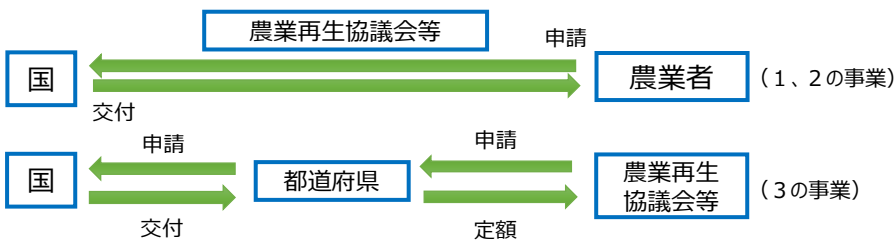
水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3. 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

＜事業の流れ＞

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

＜事業イメージ＞

畑地化支援・定着促進支援

	1 畑地化支援 (令和7年産単価)	2 定着促進支援 (令和7年産単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	10.5万円/10a	・ 2.0 (3.0※) 万円/10a × 5年間 または ・ 10.0 (15.0※) 万円/10a (一括) 〔※ 加工・業務用野菜等の場合〕
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	10.5万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※ 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

令和7年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））



畑作物産地形成促進事業

【令和6年度補正予算額 16,000百万円】

＜対策のポイント＞

主食用米の需要が減少する中で、主食用米から国産需要のある作物（麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし）へ作付転換を促し、食料安全保障に資する品目の産地形成を図るため、畑地化等に向けて、実需者との結びつきの下で、水田における**麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの低コスト生産等に取り組む生産者を支援**します。

＜事業目標＞

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 16,000百万円

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援**します。

- ① **対象作物**：令和7年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- ② **交付単価**：4万円/10a
- ③ **加算措置**：令和8年度に畑地化に取り組む場合、**0.5万円/10aを加算**（畑地化加算）
- ④ **採択基準**：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、**予算の範囲内で採択**

＜留意事項＞

- ※1 令和7年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和7年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。
- ※5 予算額のうち、48百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



大豆300A技術
（不耕起播種栽培など）



土壌診断に基づく土づくり

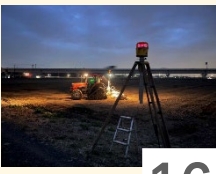
畑作物の導入・定着に向けた取組



【例】排水対策（暗渠）



土層改良（客土）



傾斜均 16

【お問い合わせ先】 農産局企画課 (03-3597-0191)

＜対策のポイント＞

農業者及び食品産業の事業者の収益性の向上に資するよう海外の需要に応じた農林水産物・食品の輸出を促進するため、**海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を図る「供給力向上の取組」**と**現地系レストラン・スーパー等の新市場開拓を図る「需要拡大の取組」**を車の両輪で推進します。

＜政策目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の全体像＞

供給力向上の取組 －生産・流通を輸出に対応したものに転換－	需要拡大の取組 －非日系市場等の開拓、優良品種の保護・活用、各国への規制撤廃等の働きかけ－
○ 国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援【サプライチェーン連結強化緊急対策（10億円）】 ○ 輸出に対応した生産・流通拠点整備と生産体系の転換等を通じた大規模輸出産地の形成、GFPを活用した産地・事業者の支援、輸出向けHACCP等の認定・認証取得に必要な施設や機器の整備等を支援【グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業（69億円）】 ○ 国産農産物等の輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設・処理加工施設等の産地基幹施設やコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援【農産物等輸出拡大施設整備事業（55億円）】 ○ 畜産物の輸出拡大に必要な施設の整備、食肉処理施設の再編等を支援【食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（123億円の内数）】 ○ 畜産農家等・食肉処理施設等・輸出事業者が連携した体制（コンソーシアム）にて実施する、商談やプロモーション、輸出先国の基準やニーズに対応するための取組等を支援【畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業（15億円）】 ○ 加工食品に関する輸出先国の規制に対応するため、食品添加物の代替利用や賞味期限延長等を促す勉強会や包材等の切替・機器導入等の取組を支援【食品産業の国際競争力強化緊急対策事業（1.3億円）】 ○ 配合飼料原料の国産化、人工種苗生産施設の機能強化や養殖コストの低減対策等の取組を支援【養殖業体質強化緊急総合対策事業（16億円の内数）】 等	○ 認定品目団体やジェトロ・JFOODOが連携してオールジャパンで行う、現地系のスーパーやレストランなどの新市場の開拓、インバウンドによる食関連消費の拡大、食品産業の海外展開等を支援 戦略的輸出事業者による認定品目団体等と連携した日本産コメ・コメ加工品の海外需要開拓・プロモーションや商流確保のための環境整備の取組等を支援 海外での物流・商流等の拠点づくりを通じたサプライチェーン構築に向け、農林水産物・食品の輸出等に関連する事業者が行う投資可能性調査を支援【新市場開拓プロジェクト事業（63億円）】 ○ 主要な輸出先国・地域において、現地で輸出事業者等を包括的に支援する輸出プラットフォームの活動の促進及び現地の食品関連規制等への対応の強化等を支援【輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立緊急対策（13億円）】 ○ 輸出先国の規制に対応した畜水産物のモニタリング検査や残留農薬基準値設定の申請、HACCP等対応施設の認定等の取組を支援 海外における我が国優良品種等の無断栽培や模倣被害の防止のため、知的財産権（育成者権、商標権等）の取得や侵害への対策等の取組を支援【輸出環境整備緊急対策（10億円）】 ○ 日本産木材製品のプロモーション活動、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証、特用林産物の輸出に向けた課題解決の取組を支援【木材製品等の輸出支援対策（459億円の内数）】 17 等

新市場開拓プロジェクト事業

【令和6年度補正予算額 6,349百万円】

＜対策のポイント＞
農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、認定品目団体やジェトロ・JFOODOが連携して行う海外の新市場開拓、インバウンドによる食関連消費の拡大、食品産業の海外展開等を支援します。

＜事業目標＞
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

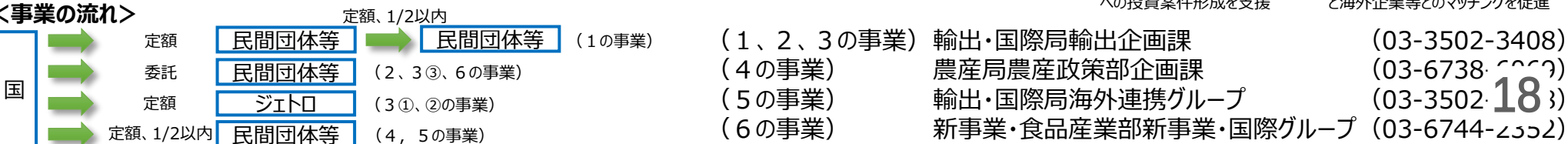
＜事業の内容＞

- 1. 品目団体輸出力強化緊急支援事業 4,162百万円
認定品目団体等がオールジャパンで行う輸出課題の解決や新たな輸出先の開拓等、業界全体の輸出力強化に向けて行う取組を支援します。
- 2. 品目団体等と連携した輸送リスク管理推進緊急実証事業 65百万円
品目団体や調査会社等が連携し、輸送中における事故要因となる温度や湿度の変化等のデータ収集やリスク評価を行うなど、輸送リスク管理のための取組を実施します。
- 3. 戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業等 1,932百万円
① ジェトロによる新規商流の開拓・構築、輸出事業者への情報提供や伴走支援等の取組を支援します。
② JFOODOによる海外消費者向け戦略的プロモーション等の取組を支援します。
③ インバウンドにおける食体験を日本産食材の海外需要拡大や農林水産業・食品産業の収益向上に効果的につなげるための調査を実施します。

4. コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業 100百万円
戦略的輸出事業者による認定品目団体等と連携した日本産コメ・コメ加工品の海外需要開拓・プロモーションや商流確保のための環境整備の取組等を支援します。

5. 海外サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査緊急支援事業 70百万円
海外での物流・商流等の拠点づくりを通じたサプライチェーン構築に向け、農林水産物・食品の輸出等に関連する事業者が行う投資可能性調査を支援します。

6. 日本発フードテックの海外展開支援事業 20百万円
フードテック企業が新規ビジネスモデルを求める海外企業や出資者等と出会う場を設け、日本発フードテックを積極的に発信し、協業や投資を促進する取組を支援します。



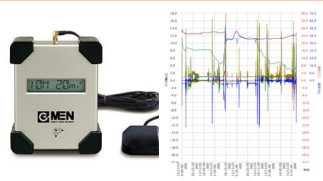
＜事業イメージ＞

認定品目団体による輸出力強化



包材の規格化（イメージ） 構造材輸出に向けた性能の検証

輸送リスク管理の推進



輸送中のデータ収集、リスク評価

戦略的輸出拡大サポート（ジェトロ・JFOODO）等



海外見本市への出展



現地外食店での日本産食材を活用したメニュー提案・体験の機会提供



インバウンド需要喚起のためのプロモーション・調査分析

コメ・コメ加工品の輸出推進



店頭での実演プロモーション

海外での物流等拠点づくり



海外での加工・物流施設等への投資案件形成を支援

フードテックの海外展開



フードテックに取り組むスタートアップ等と海外企業等とのマッチングを促進

輸出環境整備緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 975百万円】

＜対策のポイント＞

輸出先国の規制に対応した輸出環境整備を通じて、輸出産地・事業者の輸出可能性を高めるため、輸出先国の規制等に関して特に緊急的な対応が必要な取組を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

輸出先国の規制に対応した農畜水産物モニタリング検査や残留農薬基準値設定の申請、HACCP等対応施設の認定加速化等の取組を支援するほか、国際的に通用する認証等の新規取得、海外における品種登録出願や模倣品対策等を支援します。

1. 国内の生産者支援等の取組 150百万円

施設認定等の輸出環境の整備に必要な以下の取組を支援します。

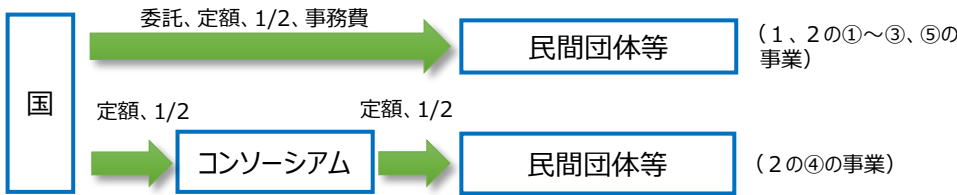
- ① 国際的に通用する認証等の新規取得
- ② HACCP等の施設認定の加速化
- ③ 輸出証明書の発給等体制強化

2. 輸出先国の規制対応や知的財産保護の取組 825百万円

輸出先国の規制対応や知的財産保護のために必要な以下の取組を支援します。

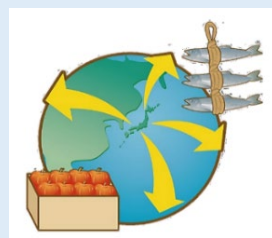
- ① 輸出先での残留農薬の基準値設定申請に係るデータ収集等
- ② 農畜水産物モニタリング検査及び検査法の確立
- ③ コメ・コメ加工品の輸出に必要な規制対応等
- ④ 植物品種等海外流出防止
- ⑤ 模倣品等対策

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

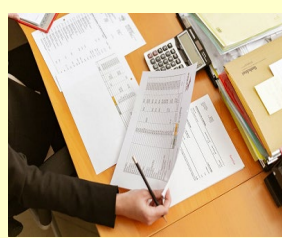
- 【1.国内の生産者支援等の取組】
- 【2.輸出先国の規制対応や知的財産保護の取組】



国際的に通用する認証等の新規取得の支援



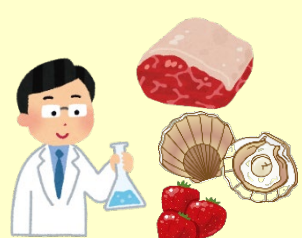
HACCP等の施設認定を支援



輸出先での残留農薬基準値設定申請に係るデータ収集等



精米輸出用のくん蒸等の規制対応に対する支援



農畜水産物モニタリング検査の支援



海外での品種登録の支援（無断栽培の防止）

【お問い合わせ先】

- (1、2の②の事業)
- (2の④⑤の事業)
- (2の①の事業)
- (2の③の事業)

輸出・国際局規制対策グループ (03-6744-2378)
知的財産課 (03-6738-6169)
農産局園芸作物課 (03-3502-5958)
果樹・茶グループ (03-6744-1919)
企画課 (03-6738-1919)

資料に関するお問い合わせは、こちらにお願いします。

【問い合わせ先】

担当者名 : 萩原、 梶木

メー ル : chikayoshi_hagiwa030@maff.go.jp
masanori_kajiki210@maff.go.jp

電話番号 : 0 9 9 – 2 2 2 – 7 5 6 3